

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第5号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
警察署名	名称	位置	所管区	警察署名	名称	位置	所管区
香川県東かがわ警察署	略			香川県東かがわ警察署	略		
	引田交番	東かがわ市引田139番地1	東かがわ市のうち、伊座、川股、帰来の一部、引田、松原の一部、吉田、 <u>小海</u>	香川県東かがわ警察署	引田交番	東かがわ市引田139番地1	東かがわ市のうち、伊座、川股、帰来の一部、引田、松原の一部、吉田
	白鳥交番	略		香川県東かがわ警察署	<u>小海駐在所</u>	<u>東かがわ市小海1270番地1</u>	<u>東かがわ市のうち、小海</u>
	略			香川県東かがわ警察署	白鳥交番	略	
	町田駐在所	略		香川県東かがわ警察署	略		
香川県さぬき警察署	鶴羽駐在所	略		香川県さぬき警察署	町田駐在所	略	
				香川県さぬき警察署	引田検問所	<u>東かがわ市引田139番地1</u>	
				香川県さぬき警察署	鶴羽駐在所	略	

附 則

この規則は、令和7年5月1日から施行する。